

安全データシート
SAFETY DATA SHEET

作成日 2008/11/14

1 化学品及び会社情報

製品名 : e80 ワイヤ
整理番号 : SDS-WE07-J07
会社名 : 株式会社 ソディック
担当部署 : CS 事業部 サプライ CC 課
住所 : 〒919-0598 福井県坂井市坂井町長屋 78
電話番号 : 0776-68-0030
FAX 番号 : 0776-66-8078
緊急連絡電話番号 : 0776-68-0057

2 危険有害性の要約

混合物(合金)としての情報はないが、構成元素単位の情報を参考として記述する。

【銅】

皮膚感作性 : 区分 1A
特定標的臓器毒性(単回暴露) : 区分 1(消化器)、区分 3(気道刺激性)

※上記に記載がない危険有害性項目は、「区分外」、「分類対象外」、「分類できない」。

ラベル要素
絵表示又はシンボル



注意喚起語 : 危険
危険有害性情報 : H317 - アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H335 - 呼吸器への刺激のおそれ(気道刺激性)
H370 - 臓器の障害(消化器)

注意書き

- 【安全対策】 : 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- 【応急処置】 : 皮膚に付着した場合: 多量の水／石鹼で洗うこと。
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いとき、皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
- 【廃棄】 : リサイクルが可能なので回収し、廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3 組成及び成分情報

単一製品、混合物の区別 : 混合物(合金)
化学名又は一般名 : 銅・亜鉛合金
成分及び濃度 : 【芯材】

【成分】	【濃度】	【CAS 番号】
銅(Cu)	63.0~67.0%	7440-50-8
亜鉛(Zn)	残部	7440-66-6

*JIS C2700W 類似品

【表層】
亜鉛(Zn)被膜を形成している。

CAS 番号 : 上記に示す
官報公示整理番号 :
【労働安全衛生法】 : 法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9
銅及びその化合物 (政令番号 : 379)

4 応急措置

- 吸入した場合 : 速やかに新鮮な空気のある場所に移し、保温、安静を保ち、必要に応じて医師の診察を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 多量の水／石鹸で洗う。
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合、医師の診察、手当てを受ける。
- 目に入った場合 : 直ちに多量の清浄な流水で 15 分以上洗浄し、医師の診察を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 水で口の中を良く洗浄し、直ちに医師の診察を受ける。

5 火災時の措置

- 消火剤 : 周囲の材料に応じた消火手段を用いる。
金属粉を含む火災には金属火災用粉末消火器を使用する。
- 使ってはならない消火剤 : 溶融した製品には水をかけてはならない。

6 漏出時の措置

本製品は、一般的な環境下では固体の状態であるため、漏出することはない。

ただし、溶接・溶断・切断・研磨等の加工により、粉じんやヒュームが発生する場合、下記に記載する措置を実施すること。

- 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置 : 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触やガス、ヒュームの吸入を避ける。
- 環境に対する注意事項 : 河川等に排出され、環境へ影響を起さない様に注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 切断・研磨等の加工により発生した粉じん等は、適切な方法で速やかに回収し、回収された粉じん等は飛散しないように適切な容器に入れるなどして、漏出防止する。

7 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 【技術的対策】 : 落下、引きずる等の衝撃を加える取扱いは避ける。
- 【安全取扱注意事項】 : ワイヤ端末は鋭利になっているため、保護手袋等を着用し、素手で触らない。
重量物なので落下に注意する。
スプリング性があるため、跳ねによる切傷、目の怪我に注意する。
- 保管
- 【保管条件】 : 保管場所は、平坦な場所とし、傾斜している場所や不安定な場所での保管は落下、荷崩れ等の原因になるので避ける。
雨、風、日光にさらされない、温度、湿度に変動のない室内で保管する。
湿気のあるところでは、変色や発錆の原因になるので避ける。
必要があれば、錆防止のためのシート等を行う。
- 【接触回避】 : 酸、塩基、強酸化剤等の化学物質と接触しないよう保管する。

8 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : 特になし
- 保護具
- 【呼吸器の保護具】 : 特になし
- 【手の保護具】 : 手先を損傷するおそれがある場合は、保護手袋を着用する。
- 【目の保護具】 : ワイヤ端末が跳ねるおそれがある場合は、保護眼鏡を着用する。
- 【皮膚及び身体への保護具】 : 重量物を取扱う場合は、安全靴を着用する。

9 物理的及び化学的性質

- 外観
- 【物理的状態・形状】 : 固形・ワイヤ
- 【色】 : 光沢のある銀色
- 【臭い】 : なし
- 融点・凝固点 : 905 ～ 930 °C
- 沸点又は初留点及び沸点範囲 : 銅 2567 °C
亜鉛 907 °C
- 密度 : 8.39 g/cm³ (20 °C)
- 溶解性 : 水に対し不溶性

※上記に記載がない項目は「非該当」または「情報なし」。

10 安定性及び反応性

反応性	: 通常の使用条件下では危険な反応は知られていない。
化学的安定性	: 推奨された保管条件下では安定である。
危険有害反応可能性	: 強酸、強塩基と反応する可能性がある。粉塵が強酸化剤と接触すると、火災や爆発を引き起こす可能性がある。
避けるべき条件	: 日光、熱、湿気。
混触危険物質	: 強酸、強塩基、酸化剤
危険有害な分解生成物	: 情報なし

11 有害性情報

混合物(合金)としての情報はないが、構成元素単位の情報を参考として記述する。

【銅】

急性毒性【経口】	: 情報不足のため分類できない。
急性毒性【経皮】	: 情報不足のため分類できない。
急性毒性【吸入:ガス】	: GHS の定義における固体である。
急性毒性【吸入:蒸気】	: GHS の定義における固体である。
急性毒性【吸入:粉塵、ミスト】	: 情報不足のため分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	: 情報不足のため分類できない。ただし、PATTY(6th, 2012)には、「銅に関連した接触皮膚炎の報告はあるが、銅金属もしくは銅化合物工業において引き起こされた少数例である。」との記述がある。
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: 情報不足のため分類できない。
呼吸器感受性	: 情報不足のため分類できない。
皮膚感受性	: 日本産業衛生学会(産衛学会勧告(2012))では銅およびその化合物を皮膚感受性物質第 2 群に分類しており、本物質は対象となっている(感受性分類基準(暫定)の提案理由(平成 22 年 5 月 26 日))ことから、区分 1A とした。
生殖細胞変異原性	: データ不足のため分類できない。
発がん性	: 米国 EPA により I に分類されている(IRIS(2005))ことに基づき、分類できないとした。分類ガイダンスの変更に従い区分を変更した。
生殖毒性	: 情報不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性【単回ばく露】	: EHC(1998)、ACGIH(7th, 2001)、ATSDR(2004)に記述されているヒトの知見から、吸入経路での呼吸器(気道刺激性)が主たる急性毒性症状である。経口ばく露では多量の銅を含む飲料水等を摂取した場合に、消化器症状(吐気、嘔吐、腹痛等)がみられ、主に吐気、嘔吐を生じるとの多数の報告があると記述されている。この他、EHC には吸入ばく露で肝腫大を生じたとの報告があるが、気中濃度が非常に高く、ATSDR には特定の疾患(Wilson 病など)以外には銅の急性中毒による肝臓の病変は稀であると記載されている。従って肝臓は標的臓器に含めず、区分 1(消化器)、区分 3(気道刺激性)とした。
特定標的臓器毒性【反復ばく露】	: EHC(1998)、DFGOT vol.22(2006)にはヒトでの銅の反復経口ばく露により、消化器症状(吐気、嘔吐、腹痛等)及び肝障害(肝機能不全、肝硬変)が生じたとの報告がある。消化器症状については吐気、嘔吐、腹痛等であることから標的臓器の分類を支持しない。また、肝障害については 1 例のみの症例報告であり、一般化できないと判断した。以上より、分類できないとした。
誤えん有害性	: 情報不足のため分類できない。

12 環境影響情報

混合物(合金)としての情報はないが、構成元素単位の情報を参考として記述する。

【銅】

水生環境有害性【短期(急性)】	: 現在のところ有用な情報なし。
水生環境有害性【長期(慢性)】	: 現在のところ有用な情報なし。
オゾン層への有害性	: 当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていないため。

13 廃棄上の注意

残余廃棄物	: リサイクルが可能なので回収し、処理業者に委託する。廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。
包装等	: 包装等は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

14 輸送上の注意

輸送規制には該当しない。

特別な輸送上の注意 : 転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15 適応法令

労働安全衛生法 : 通知対象物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)
銅及びその化合物 (政令番号 : 379)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法) : 非該当

(令和 5 年 4 月 1 日施行)

毒物及び劇物取締法 : 非該当

16 その他の情報

参考文献 : ・日本規格協会 JIS Z7253:2019「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の
伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
・同上 JIS Z7252:2019「GHSに基づく化学品の分類方法」
・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) ホームページ
・厚生労働省 職場のあんぜんサイト ホームページ
・化学物質による爆発・火災等のリスクアセスメント入門ガイドブック(総務省消防
庁)

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。